

無電柱化を推進します

～ 緊急輸送路における新たな電柱の占用を制限するとともに、 電線類の埋設深さの基準を浅くします ～

- 道路法第 37 条の改正（平成 25 年 9 月 2 日施行）に伴い、防災上の観点から重要な道路について、地震等の災害が発生した場合における緊急輸送路や避難路としての機能を確保するため、区域を指定して新たな電柱の占用制限を行うことにより、無電柱化を推進します。
- 国においては、平成 28 年 4 月 1 日より電線類を浅く埋設するため「電線等の埋設に関する設置基準」を緩和しており、本市においても、国の基準を参考に道路占用許可基準を改正し、埋設深さを浅くすることで事業コストの縮減を図ることにより、無電柱化を推進します。

■ 「道路法第 37 条に基づく緊急輸送路における新たな電柱の占用制限」

1 対象区域（【別紙】参照）

- (1) 第 1 次緊急輸送路の全線
- (2) 第 2 次緊急輸送路（環状 3 号線の一部及び環状 4 号線）
- (3) 別紙に示す事業中の都市計画道路

2 対象物件

電柱（電気事業者、電気通信事業者が新たに道路上に設置する場合等が該当）

3 施行日

平成 29 年 4 月 1 日

■ 「道路占用許可基準の改正による電線類の埋設深さの基準の緩和」

1 対象物件（右図の「歩道の例」上で赤色○印と青色○印で表記）

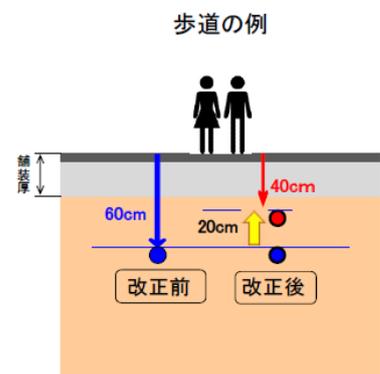
電線及び「電気事業」・「電気通信事業」の対象管路

2 改正内容

埋設深さを従来に比べ「20cm」浅くできることとします

3 施行日

平成 29 年 4 月 1 日



<参考> 道路法第 37 条第 1 項 抜粋（道路の占用の禁止又は制限区域等）

道路管理者は、（中略）災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができる。

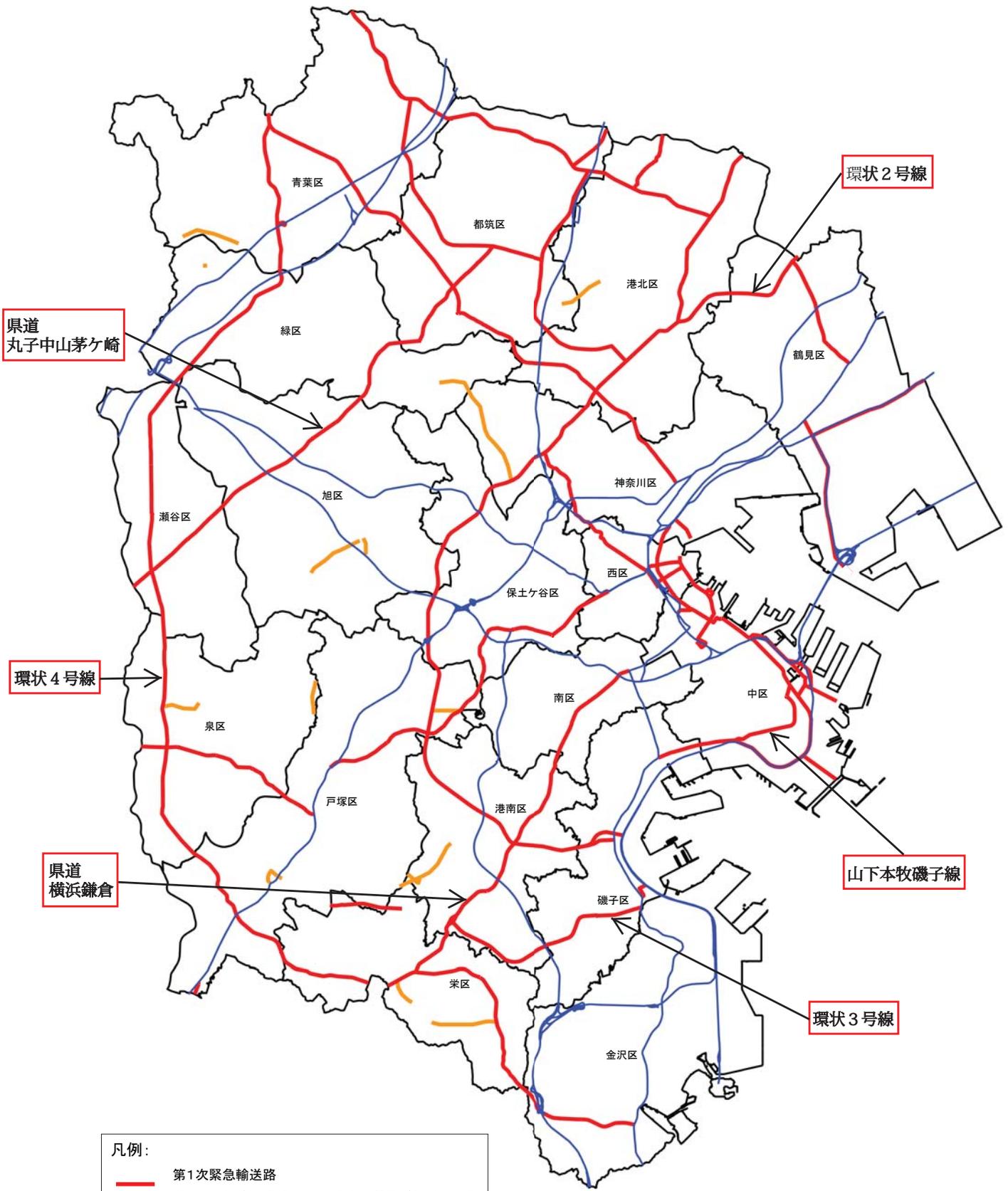
お問合せ先

道路局管理課長

坪井 豊

Tel 045-671-3525

占用制限対象区域



- 凡例:
- 第1次緊急輸送路
 - 第2次緊急輸送路(環状3号線の一部及び環状4号線)
 - 事業中の都市計画道路
 - 国管理緊急輸送道路(参考)